

証明等手数料のキャッシュレス決済導入に伴う 指定代理納付者に係る業務プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、本市の証明等窓口利用者の利便性向上を図るとともに新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、証明等手数料へのキャッシュレス決済を導入するにあたり、地方自治法第231条の2第6項に規定する「指定代理納付者」の選定に必要な事項を定めることを目的とします。

2 事業概要

(1) 事業名

函館市証明等手数料キャッシュレス決済導入事業

(2) 事業実施時期（予定）

- | | |
|-----------------|------------|
| ア 決済端末の納入時期 | 令和3年3月中旬まで |
| イ 指定代理納付の業務開始時期 | 令和3年4月下旬 |

(3) 実施場所

函館市役所本庁舎，湯川支所，亀田支所

(4) キャッシュレス決済により支払うことができる証明等手数料

- | |
|--|
| ア 戸籍，住民基本台帳，印鑑登録等に係る証明書の交付・閲覧に関する事務手数料 |
| イ 税および営業に関する証明書の交付・閲覧に関する事務手数料 |

(5) 事業費上限額（令和2年度）

キャッシュレス決済端末の調達等に係る費用 902千円（税込）
※令和3年度以降の事業費は未定です。なお，立替払いに係る手数料の料率および決済端末機器に係る保守管理費用は，選定にあたっての評価の対象となります。

3 プロポーザルに関する事項

(1) 名称

証明等手数料のキャッシュレス決済導入に伴う指定代理納付者に係る業務プロポーザル

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 性 格

プロポーザルは、参加者の基本的な考え方や能力について、提案を通して評価するものです。業務の仕様は、企画提案書を基本としますが、必要に応じて提案内容を修正し、業務の仕様を確定することとします。

(4) 担当部課

函館市市民部市民・男女共同参画課

〒040-8666 函館市東雲町 4-13

電話番号：0138-21-3135（直通）

電子メールアドレス：shimin@city.hakodate.hokkaido.jp

担当：澁谷・奥村

(5) スケジュール

日 程	内 容
令和2年11月 2日（月）～11日（水）	実施要項の配布
11月11日（水）	参加申込書の提出期限
11月13日（金）	質問書の提出期限
11月16日（月）～20日（金）	応募書類等の受付期間
11月下旬	候補者の選定
12月上旬	選定結果の通知
12月上旬～中旬	契約手続き

4 手続等に関する事項

(1) 実施要項の配布

ア 配布期間

11月2日（月）から11月11日（水）までの土・日を除く
午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

函館市市民部市民・男女共同参画課

来庁できない場合は、函館市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出期限

11月11日（水）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールにより提出してください。

提出先アドレス：shimin@city.hakodate.hokkaido.jp

ウ 提出資料

- ・参加申込書（様式1）

※会社案内など法人の概要がわかる資料を添付してください。

(3) 質問書の提出

ア 提出期限

11月13日（金）午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式2）について、電子メールにより提出してください。

提出先アドレス：shimin@city.hakodate.hokkaido.jp

※電話等口頭による質問は、原則受け付けません。

ウ 回答

質問に対する回答は、適宜、函館市ホームページに掲載します。

なお、質疑回答の内容をもって、本要項の追加または修正をしたものとしません。

(4) 応募書類等の提出

ア 受付期間

令和2年11月16日（月）から11月20日（金）までの
午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

〒040-8666 函館市東雲町 4-13

函館市市民部市民・男女共同参画課

ウ 提出方法

持参または郵送してください。

郵送の場合は、必ず配達証明付（11月20日（金）午後5時までに必着）でお送りください。

エ 提出資料

本要項 6 ページの 5 (3) 応募書類等のとおり

5 応募に関する事項

(1) 応募者の資格

以下の要件を全て満たす者とする。

- ア 割賦販売法に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者
- イ 割賦販売法に基づきクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録を受けた事業者
- ウ 本件業務プロポーザルについて、既に参加申込書が受理されていること。

(2) 応募者の制限

以下の要件を全て満たすものとする。

応募者は、次の要件を満たしていなければなりません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- イ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- ウ 函館市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 30 日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- エ 応募書類提出の際、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- オ 納入義務者に代わって歳入を納付する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に行うことができる財産的基礎を有すること。

(ア) 資本金の額，資産・負債の状況から財政的基盤が十分に整っていること。

(イ) 累積欠損がなく，かつ，経営状態が良好であること。

カ その人的構成等に照らして，納付事務を適切かつ確実に行うことができる知識および経験を有し，かつ，十分な社会的信用を有すること。

(ア) 経営陣の体制，業務に対する十分な知識・経験を有する業務精通者の確保の状況が十分に整っていること。

(イ) コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整っていること。

(3) 応募書類等

応募に必要な書類は次のとおりです。

資料名	提出部数
応募申込書（様式3-1）	正本1部 副本1部
誓約書（様式3-2）	正本1部 副本1部
企画提案書（様式3-3）	正本1部 副本6部
業務実績書（様式3-4）	正本1部 副本6部
添付書類 ア 定款 イ 登記事項証明書（商業・法人登記） 3か月以内に発行されたもの ウ 納税証明書 (ア) 函館市の市税（函館市から課税されている場合） 1か月以内に発行されたもの (イ) 消費税および地方消費税 3か月以内に発行されたもの エ 各事業年度に係る計算書類（それぞれ直前2期分） ① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書 ④ 親会社の連結貸借対照表（連結子会社の場合） オ コンプライアンス・ポリシーが記載された書類 カ プライバシー・ポリシーが記載された書類 キ 契約書案（加盟店規約など）	正本各1部 副本各1部

6 企画提案書に関する事項

原則，仕様書の条件を満たす提案であること。

- ・ 決済手段について
- ・ 立替払金の納付について
- ・ 決済端末機器について
- ・ 費用について
- ・ 操作研修について
- ・ 障害時対応について

7 審査に関する事項

- (1) 審査にあたっては，評価基準により最も高い評価を得た提案者を指定代理納付者の候補者とします。ただし，審査の結果，提案者すべてが最低基準点（全体の6割）に達しない場合，受託候補者を決定せず，再度提案を募集することがあります。

なお，提案者が1団体となった場合は，審査により最低基準点を超えた場合に限り候補者として決定します。

- (2) 審査結果については，提案者それぞれに書面で通知します。
- (3) 審査は，指定代理納付者選定委員会において行います。

(4) 審査基準

ア 企画提案の審査項目および配点は以下のとおりです。

審査項目・審査の視点	配点 (100)
決済手段について	40
・キャッシュレス決済の種類に多様性があり利用者の利便性向上に資することが期待できるか。	
立替払金の納付について	10
・明細の提供時期や納付時期は迅速かつ無理のないスケジュールか。	
決済端末機器について	10
・操作性や機能に優れているか。	
費用について	20
・初期費用および運用経費ならびに納付事務手数料の料率はサービス内容に見合った妥当なものか。	
操作研修について	5
・決裁端末機器の操作研修・問合わせ対応は充実しているか。	
障害時対応について	5
・決裁端末の障害発生時における支援体制は充実しているか。	
指定代理納付者の要件について	10
・納付事務を適切かつ確実に行うことができる財産的基礎を有しているか。 ・納付事務を適切かつ確実に行うことができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有しているか。	

イ 選定委員会の各委員が評価した点数を合計した総合得点で審査します。(500点満点)

◎ 5段階評価し総得点により評価する。

A：特に優れている (配点×1.0)

B：優れている (配点×0.8)

C：平均的である (配点×0.5)

D：やや劣っている (配点×0.2)

E：劣っている (配点×0)

最高点の応募者が複数となった場合、委員全員による投票によって選定する。

なお、投票によっても同得票となり、決しない場合は、選定委員会委員長が決する。

8 契約に関する事項

(1) 契約に向けた協議

契約にあたっては、指定代理納付者の候補者として選定された者と契約に向けた協議を行ったうえで、所定の手続きにより契約を締結します。

ただし、失格その他の理由により、契約の締結が不可能となった場合には、次点者と契約に向けた協議を行います。

(2) 契約内容

函館市と指定代理納付者との間で締結する契約は、次の内容を含めるものとします。

- ア キャッシュレス決済による納付ができる歳入の種類に関すること
- イ 函館市が指定する日に関すること（集計の締め日、明細の交付日、納付日等）
- ウ 納付義務者からクレジットカード納付によることの申し出を函館市が受けた場合における指定代理納付者への信用照会に関すること
- エ 指定代理納付者による立替払いに関すること
- オ 指定日までに立替払いを行わなかった際の延滞金等に関すること
- カ 納付事務手数料に関すること
- キ 個人情報の保護に関すること
- ク 加盟店契約の解除に関すること など

9 その他の事項

応募費用、応募書類に関する取り扱いは、次のとおりとします。

- ・ 応募に係る一切の費用は、すべて応募者の負担とします。
- ・ 提出期限以降における参加申込書および企画提案書の差し替えならびに再提出は認めません。
- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 応募書類に係る著作権は、各応募者に帰属します。

- ・ 指定代理納付者の候補者および審査結果は公表します。なお、審査結果の公表の際は、候補者以外の応募者名は非公表とします。
- ・ 応募書類は、本件業務プロポーザルに関わる業務に用いる場合は、市がこれを無償で複製し、使用できることとします。

(様式1)

証明等手数料のキャッシュレス決済導入に伴う
指定代理納付者に係る業務プロポーザル
参加申込書

令和 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

本件業務プロポーザルに参加を希望しますので、参加申込書を提出します。

参加申込者	法人名			
	代表者	印		
	所在地	(本社または支店)		
		〒		
	(函館市内営業拠点の所在地)			
	〒			
担当者 連絡先	所属部署			
	役 職		フリガナ	
			氏 名	
	電 話		F A X	
	E-mail			

※法人の概要がわかる資料を添付してください (会社案内など)

(様式2)

証明等手数料のキャッシュレス決済導入に伴う
指定代理納付者に係る業務プロポーザル
質 問 書

令和 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

質問者	法人名			
	代表者			
担当者 連絡先	所属部署			
	役 職		フリガナ	
			氏 名	
	電 話		F A X	
E-mail				

質問内容

1	
2	
3	
4	
5	

(様式3-1)

証明等手数料のキャッシュレス決済導入に伴う
指定代理納付者に係る業務プロポーザル
応募申込書

令和 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

本件業務プロポーザル実施要項に基づき、応募書類を提出します。

参加申込書受理番号	
-----------	--

応募申込者	法人名			
	代表者	印		
	所在地	(本社または支店)		
		〒		
	(函館市内営業拠点の所在地)			
	〒			
担当者の連絡先	所属部署			
	役 職		氏 名	
	電 話		F A X	
	E-mail			

**証明等手数料のキャッシュレス決済導入に伴う
指定代理納付者に係る業務プロポーザル
誓約書**

函館市長 工藤 壽樹 様

以下のことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- 2 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を現に受けていないこと。
- 3 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 5 上記1から4が事実と相違する場合は、本件業務プロポーザルの応募申込みを無効とされても異議のないこと。

令和 年 月 日

所在地

法人名

代表者名

印

(様式3-4)

証明等手数料のキャッシュレス決済導入に伴う
指定代理納付者に係る業務プロポーザル
業務実績書

参加申込書受理番号	
-----------	--

1 業務実績について

※官民を含めたキャッシュレス決済の業務実績について記載すること。
(加盟店, 取扱件数・額(年間))

2 指定代理納付者の指定実績について

※地方自治法第231条の2第6項に定める指定代理納付者として指定された実績があれば記載すること(指定予定を含む)。
(実施年度, 自治体名, 対象の歳入, 取扱件数・額(年間))